

鹿角市入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事、修繕、測量・建設コンサルタント等、物品調達、役務の提供等（以下「公共工事等」という。）に係る入札及び契約手続における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、鹿角市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共工事等に関する入札及び契約手続の運用状況等の審議を行うこと。
- (2) 入札談合情報のあった公共工事等に関する前号の審議を行うこと。
- (3) 入札及び契約制度の改善についての審議を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項の審議を行うこと。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、市長に報告し、及び必要に応じ意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第3条 委員会は4人以内で組織し、委員は、公正中立の立場で客観的に前条に規定する所掌事務その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、原則年に2回開催するものとする。ただし、緊急性の高い審議事案が発生したときは、臨時的に会議を開催することができる。

4 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

5 委員会の審議は、非公開とし、審議に係る議事の概要を公表する。

6 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 緊急かつやむを得ない事情により、会議を開くことができないときは、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

8 前項の措置を講じた場合には、委員長は、その結果を直近の会議において委員会に報告しなければならない。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項に関する審議に参加することができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約検査室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。